

1 議 事 日 程（第3日）

（平成28年第4回有田川町議会定例会）

平成28年12月20日

午後9時30分開議

於 議 場

- | | | |
|-------|----------------------|---|
| 日程第1 | 議案第84号 | 平成28年度有田川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議案第85号 | 平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第86号 | 平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第87号 | 平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第88号 | 平成28年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第90号 | 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第91号 | 有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第92号 | 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第93号 | 有田川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第94号 | 有田川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第95号 | 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第96号 | 有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について |
| 日程第13 | 議案第97号 | 有田川町道路線の廃止について |
| 日程第14 | 議案第98号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第99号 | 有田川町教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第16 | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第17 | 諮問第6号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第18 | 諮問第7号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第19 | 議案第100号 | 有田周辺広域圏事務組合の財産処分について |
| 日程第20 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 日程第21 | 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件 | |
| 日程第22 | 特別委員会の閉会中の継続調査の件 | |
| 日程第23 | 議員派遣の件 | |

日程第24 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
5 番	森 本 明	6 番	殿 井 堯
7 番	佐々木 裕 哲	8 番	岡 省 吾
9 番	森 谷 信 哉	10 番	堀 江 眞智子
11 番	中 山 進	12 番	新 家 弘
13 番	湊 正 剛	14 番	増 谷 憲
15 番	橋 爪 弘 典	16 番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8 番	岡 省 吾	11 番	中 山 進
-----	-------	------	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	早 田 好 宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教 育 委 員 長	堀 内 千佐子	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（佐々木裕哲）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 議案第84号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第1、議案第84号、平成28年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第84号について質疑をさせていただきます。

今回、この補正予算の21ページに、旧田殿保育所の改修工事等が含まれています。この測量設計を入れて1,650万円の予算化になっています。以前にも1,700万円ほど予算化して、瓦の屋根をガルバニウム鋼板にして、耐震化されたと聞いております。また、保育所の横の駐車場も当初よりも少なくして、80万円の工事費で地権者に返していると聞いています。

これだけ予算の投資をしているわけですから、1つはどうかと思うんですけども、まず今回の工事内容を説明していただきたいと思います。これが1点目。

2つ目に、施設の利用はどのような形で行われるのか、施設の投資に見合うだけの利用があるのか。また、町が運営されるのかという点です。

3つ目に、今回でこの施設への投資は終わりになるのか、この3点をまず伺いたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ただいまの増谷議員さんの御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

今回の工事の内容でございますが、通路の改修工事、また便所の改修工事、下水道の引き込み工事でございます。

施設の利用と運営についてでございますが、民間業者に保育所全てを貸し、運営してもらうこととなりますので、町が運営するということではございません。

今回でこの施設への投資は終わりかということなんですけれども、現時点ではそのように考えております。ただ、今後、大規模な改修であるとか、そういうふうなことが出てくれば、その都度検討したいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

そうなりますと、施設内の通路ということで、この通路というのは必要なのかという点がわからないのでお聞きしたいと思います。この要望については、区から出されたものかどうか確認したいと思います。これが1点目。

2つ目に、民間業者に委託するということは、どんな形でどんな業者を決められる

のか。委託業者を決める基準というのはどういう形で基準をもってされるのか、この点を伺いたい。

3つ目に、どのような民間業者を想定されているのか、お聞きしたいと思います。

4つ目に、委託が決まった業者がどんなことを、どんな仕事をされるのか、この4点をまず伺いたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

施設内の通路の件につきましては、地元と協議をする中で、やはりその通路を通してほしいというふうな要望がありまして、そのようなことになったことでございます。

そして、民間業者に委託するのかということでございますが、地方創生の考え方に合った運営を行っていただける業者を公募したいと、このように考えております。

どのような業者を想定されているかということで、今もお話しさせていただきましたように、地方創生の町の考え方に合った運営を行っていただける、できれば町内の業者に応募いただけたらありがたいというふうに考えております。

そして、委託した民間業者はどんなことをされるのかということでございますが、地方創生につながる入居者を募り、運営をしていただくということになります。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質疑をさせていただきます。

まず、例えば民間業者が地方創生の意向に沿った、民間業者が思う業者が入った場合、使う施設は使用料をとるのかという点と、それから維持管理要ってきますので、その運営費等々については町が出すのかという点を再度確認したい。

それから、通路については地元区とは言わずに地元という表現をされたので、物すごく曖昧やなというふうに思ったんですが、その辺はまあ、いいとして、じゃ、その施設へ入ってもらう方というのは地方創生に沿っているんな事業をされるということなので、例えば起業家とかテナントを出したい人も入れると思うんですけども、そうなりますと、起業家なりテナントを出したい人が使用料というか、家賃というのは、そういうのを払う形になるんじゃないかと思うんですが、その点、払うとなれば、委託業者に払うのか、町へ払うのかというのを明確にしていきたいのと、この施設はいつでもオープンされるかということで、起業家なり、テナントを募集する関係もありますので、その辺はどのように考えておられるのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

先ほどの地元という話なんですけど、もちろん地元区も含めての地元でございます。

それと、施設の使用料と運営費についてでございますが、運営費につきましては、その借りた民間業者が運営費を払うということで、町が運営費を払うことは考えておりません。使用料についてですけれども、原則、利益が出れば、使用料をいただくという考え方ではございますが、民間業者の方も一定の投資が必要というふうになってまいりますので、一定期間の免除ということも考える必要があるのかなというふうには考えております。貸した業者が、また入居者を募るわけなんですけれども、それにつきましては、民間業者が決めることではございますが、もちろん家賃はいただくことになろうというふうに思います。

施設のオープンにつきましてでございますが、施設完了後ということで、民間業者のほうも投資をしなければいけないというふうなことから、平成29年の夏ごろまでにオープンできたらなというふうに考えております。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はございませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

29ページの金屋中学のトイレ改修という件についてでございますが、これは必要ということで、委員会としても賛同しておりますが、この有田川町全体の中で小中学校で今後、どう取り組んでいかんのかと。その中で保育所も今の教育委員会の担当になって、藤並保育所、今、児童数も多いの所以说って、それはこの前直したというような形で、そっけない返事、教育委員会の現場では教育部でしておりますが、この件について今後の計画、見通しについて、教育委員会で部長か、教育委員長にお聞きしたいのと、そういうことを議会も提案してくるぐらいやから、委員会としてでも取り組んでいると思うんで、この件について教育委員会としてどのように把握しているか。1回目は計画を部で言うて、そのことについて教育委員会としてどのように考えておるのか。教育委員長のお言葉もお聞きしたいと思います。よろしく。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

亀井議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、小中学校の施設の中のトイレなんですけども、今、若干、改修しているところもあるんです。小川小学校につきましては今年度、改修して洋式化と給排水の改修も行っております。

今回、補正で出させていただいた金屋中学校につきましては、トイレの洋式化、ま

た給排水の設備等の改修でございます。

今、小中学校全体では校舎につきましては、洋式化率42％となっております。また、体育館については30％の洋式化となっております。全国的に見まして、全国では平均で43.3％、洋式化されております。今後、家庭でもほとんど洋式化されている時代でありますので、随時、洋式化率を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

16番、亀井議員。教育委員長に答弁を先に願いますか。

〔「はい」と亀井議員呼ぶ〕

○議長（佐々木裕哲）

教育委員長、堀内千佐子君。

○教育委員長（堀内千佐子）

亀井議員さんの御質疑にお答えいたします。

トイレ改修についてですけれども、トイレというのは長い歴史の中で、男女同一でトイレはオーケーだったんですけれども、それから時代の流れとともに、教育委員会におきましては、男女別でドアをつけたりとか、プライバシーを守るトイレ改修を徐々に行い、現在では洋式化というふうになっておりますので、保育所、小学校、中学校あわせて、計画に基づきまして徐々に、現代に合ったきれいなトイレに改修していくつもりでございます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

トイレは歴史もあって、現代の洋式化に取り組むのは当然だと思うので。ただ、もう済んだところもあります。これからも取り組んでいきますというけど、先ほど言った、藤並保育所なんかは児童数が物すごく多くて、そこでも一応したら、もう終わりやというような取り組みになっているので、これは保育外からもいろいろ、もっとしてほしいという声も、議会でも聞くやさけ、教育委員会は当然聞いているやろうと、こういうことで、この金屋中学校についてでも、これについてはこう取り組んでくれているけど、ほんまに実情に合ったようにやってくれているのかなと。やっぱり生徒数と便所の数というような形になって、もし場所があれば、今の水洗的な形になってきたら、今の和式のなんは置いといてでも、もう1個洋式を追加するというぐらいにしたら、もじり賃も要らんしと。

そういうこと、現場の声と、それを全体的に今の保育所、小中学校、適切な教育の場をとという大きな形で、面で見るのが教育委員会の問題である。現場のことについては、今の予算内でいかに、できるだけベストまで行かなくても、ベターに取り組んで

いくかという、こういう点もあると。再度、委員会として、どのような、今度、平成29年度の教育方針とトイレについて絞っていいので、どのような形で考えているのか、検討していくのかという形も、この機会に述べておいていただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

教育委員長、堀内千佐子君。

○教育委員長（堀内千佐子）

トイレも含めた教育全般についての、教育委員会としての考えを述べろということによろしいでしょうかね。では、亀井議員さんにお答えいたします。

私たち、現場の声を一番に聞いて、即、行動するというのが、私も現職におったときもそうでした。それをずっと教育委員会では貫いて、とにかく動くと、即、動くという体制で、生の声を電話1本かかってきたら、すぐ現地に行って、どういう現状なのか、実情なのかということを把握し、そして予算との兼ね合いもありますので、そこで待ってもらえるものは待っていただき、即、しなくてはいけない工事はすぐしてということで、現場の実情に合わせながら工事等をやっております。

トイレも含めた教育全般ということにつきましては、子どもたちの声を聞くということが、まず何でも、現場の声を聞くということと、子どもたちの実態を知ることが教育の一番であると思います。そこから、教育関係、それに関係した皆さん方とつながりながら、1人で考えるのではなく、校長、その1校が考えるのではなく、縦、横の連携を大事にしながらつなぎ、そして子どもたちも先生方も安心して教育できる、そういう場づくりをしていきたいなと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

もう最後になるんで、先ほど質疑の中に出てきていた藤並保育所のトイレが十分であるのかということについて、教育長からゼロ歳児が何人いて、年少、年中、年長が使うトイレ数が十分に、どのぐらいの割で、今、何個あるので、父兄からいろいろ心配してても、そんな心配あるのかなのか、この議会で御答弁だけしていただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

亀井議員にお答えいたします。

藤並保育所のトイレの問題ですけれども、今、聞いておりますのは、朝、非常に混雑するというのを聞いております。トイレについては、藤並保育所は特に人数がふえておりまして、ゼロ歳児も非常にふえておりまして、そういう実情は十分ではないん

ですけれども、耳にしております。トイレの改修、トイレの増設も考えたことがあるんですけれども、ここで即答はなかなか難しいんですけれども、もう1回実情を調べて改修に向けていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第85号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第2、議案第85号、平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３ 議案第８６号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３、議案第８６号、平成２８年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第４ 議案第８７号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４、議案第８７号、平成２８年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第88号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第5、議案第88号、平成28年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第90号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第6、議案第90号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 7 議案第 9 1 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 7、議案第 9 1 号、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1 4 番、増谷憲君。

○1 4 番（増谷 憲）

1 4 番、増谷です。

議案第 9 1 号について質疑をさせていただきます。

今回の改正内容についてであります。次の点で説明をしていただきたいと思います。まず、医薬品の購入について、医療費控除の特例措置があるという点。

2 つ目に、軽自動車税のグリーン化特例と実績。

もう 1 つは、利子配当について、この 3 つの点について御説明をいただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず 1 点目の、個人住民税の医療費控除の特例措置につきましては、現行の医療費控除制度は所得の 5 %、または 1 0 万円のいずれか少ないほうの額が控除の適用の下限でありまして、上限は 2 0 0 万円でございます。

今回、新たに平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日までの間に、健康診断等を受けていることを要件といたしまして、以前は医師が処方する医療用であった医薬品のうち、市販薬として薬局等で販売を許可された医薬品である、特定一般用医薬品、スイッチ O T C 医薬品とありますが、これを購入した場合は、その医薬品の購入額が年間で 1 万 2, 0 0 0 円を超えるときは 8 万 8, 0 0 0 円を限度といたしまして、所得から控除するという特例が新たに設けられました。

この特例によりまして、今までは 1 年間に購入した医薬品の金額の合計が医療費控除の適用とならなかった場合にでも、要件を満たすことによりまして、所得から控除できるようになります。現行の医療費控除との選択により、医療費控除の特例措置を適用するものでございます。

施行日につきましては、平成 3 0 年 1 月 1 日で、平成 3 0 年度から適用するものです。

次に、2 点目の軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の延長につきまして、平成 2 8 年度の実績と平成 2 9 年度の見込みでございますが、これは燃費性能が優れた

車について、最大75%減税となる特例制度でございまして、平成28年度の実績が新車登録656台のうち、349台が特例対象車で、129万100円の軽減でございまして。また、特例制度を1年間延長する平成29年度の見込みは、同程度の対象車350台で、約130万円の軽減を見込んでおります。

そして、3点目の特例適用利子の件でございまして、利子及び配当等の課税の特例の新設でございまして。これは通常、ほかの国との二重課税の回避や、脱税及び租税回避等の対応をとる場合につきましては、二国間で租税条約を締結いたしまして、国家間の税についての取り決めをいたしますが、台湾につきましては日本との間に国交がなく、租税条約を締結することができないということで、租税条約に相当する枠組みとして法整備を行いまして、国税を初め、地方税についても特例が新設されたものでございまして。

内容といたしましては、台湾に所在する金融機関に、日本に居住する方が投資等をして、利子及び配当などを受けとる場合に、通常、日本、台湾、それぞれの法令に定めた税率により源泉徴収が行われるのですが、改正により政府機関及び中央銀行等を通じた利子については、国税が免除となり、源泉徴収は行われないこととなりましたので、町民税について3%の申告による分離課税を行うものでございまして。

適用されるのは台湾のみで、限定的ですので、影響については現時点では把握できないのが現状ですが、もともとは利子割、配当割交付金にて町の歳入金でなっていたものが、申告により納税されることになるので、歳入金自体は変わらないと考えております。施行日につきましては、平成29年1月1日でございまして。

以上でございまして。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第91号、町税条例等の一部改正について、反対の立場から討論を行います。これは国の施策によるもので、町自体が考えてやるものではないので、大変申しわけない点もございまして、次の点を指摘して反対いたします。

健診やドックを受けていれば、病院や診療所に行かなくても、市販薬を購入すれば税金を優遇するものであります。これはスイッチOTC、OTCとは市販薬を指しますが、市販薬控除と言われています。平成30年度から平成34年度までの間の個人

の町民税に限り、特定一般用医薬品等を1万2,000円以上支払った場合、それ以上の分は医療費控除の対象となっています。

この改正の問題点は、診断が医学的に適正に行われ、それに見合う治療が可能かどうかという点であります。一般の市販薬でも間質性肺炎、劇症肝炎など、死亡例も出ていますが、これは通院による早期発見、対処が可能であるかどうかということが重要であります。

控除の条件は健診を受けていることとなっていますが、1年に1度では急な病状の変化には対応できません。その結果、本来必要のない検査、治療が行われ、余計な治療費が発生することも考えられます。また、OTC薬の安全性について十分な議論のない状況の中で、全く次元の異なる税制改正の場を利用して、患者を市販薬へ誘導していくことになってしまいます。そして、健康な人は薬を買いません。ですから、健康な人は税制上の恩恵は受けることがないということも指摘されています。

さらに、例えば、定期的にスポーツジムに通って健康を維持している費用は控除されませんが、運動不足で腰痛になりOTC薬を購入すると、控除対象になるという場合もでてきます。市販薬をよく使うようになれば、市販薬による副作用も考えられます。しかも、1万2,000円以上もOTC薬を使うという状況が果たしてよい状況なのかと言えます。長期の服用は大きな病気を見落とすリスクもあり、薬によっては2週間以上の服用を制限していますが、こうしたことが守れるかどうか分かりません。

このように、これは医師の判断ではなく、自己判断でOTCを服用することに誘導しようとするものであり、薬の間違った服用により病気の重症化につながることも考えられます。望ましい医療から住民を遠ざける制度であります。医療費削減への誘導策という点であります。

グリーン化特例の延長も入っていますが、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 8 議案第 9 2 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 8、議案第 9 2 号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 9 議案第 9 3 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 9、議案第 9 3 号、有田川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１０ 議案第９４号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１０、議案第９４号、有田川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１１ 議案第９５号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１１、議案第９５号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（佐々木裕哲）

日程第１２、議案第９６号、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

１１番、中山進君。

○１１番（中山 進）

９６号についてちょっと質疑したいと思います。規約の改正ということなんですけれども、広川町が新しいごみ処理施設から、管理運営に関する事務から抜けるということなんですけれども、共同処理することによって、非常に大きなメリットがあると思うんですけど、その辺から抜けるということは非常に残念なことだし、不幸なことやなと思っております。

要するに、抜けるということは、新しいごみ処理施設をつくった場合、大きなお金が要るんで、それが主たる原因だと思うんですけど、共同処理すること自体が１町の負担を軽減するということでは、非常に大事なことだと思うんですけども、そこから抜けるということはほんまに理解できないと思います。

抜けることについては、もう仕方ないと思うんですけど、この件について２点ほど答弁願いたいと思います。１点目は、まず、新しいごみ処理施設の設置に関する最終的な結論はいつごろ出るのかということと、スケジュールをどのように考えているのか。

２点目に、新しいごみ処理施設が大きなお金をかけずにできた場合、広川町がもう一度焼かせてくれと言ってきた場合、どう処理するのか。その２点です。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

中山議員さんにお答えしたいと思います。

新しいごみ処理施設は、もともと１市５町の時代から始まったことで、今回、１市３町でやろうかということですからずっと進んできました。そうした中で広川町が脱退するということは非常に残念に思っております。

新しいごみ処理施設の見通しということでもありますけれども、ほったらかしているわけじゃないんですけど、なかなかこれは難しいと思います。この前も議会でいろいろ御協議いただいたとおり、できたら今の施設をもう一回、完璧に直して、延命措置を、建物自体がまだまだ２０年ぐらい使えるということでございますので、まず、その方向に変えて、新しい施設はもうやらないということやないんですけども、じっくりと考えていきたいなと思っております。

それから、また新しい施設、多分、いろいろ外せば、もっと規模が小さくなると思

いますけれども、安くなったさけ、広川が入るということは、それはないと思います。安なったからもう一回入れてくれよというようなことにはならないと思いますし、もう一旦出た以上は、その計画へ、そりゃ10年後、新しい施設ができて、広川がもう一回という話があれば、その時点で考えますけれども、今の時点では一旦脱退したら、脱退ということで、入れてくれとは言うてこないと思います、多分。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

この件については、全協のときも町長が副管理者であるんで聞かせてもらったんですけど、ようはこの現在の新ごみというのはいつこれへ加入したんかなと。大体、流れるに考えれば、平成12年に今の環境センターが、ダイオキシン対応が済んだと。そのときには有田市、吉備町、金屋町、清水町の1市3町で取り組んだ。そのときに湯浅、広川の今の有衛と一緒に、この環境センターのところへ入れてほしいという話が来てんだけど、これは昭和55年にでき上がって、ダイオキシン問題が起こったんで、平成6年、平成7年ってダイオキシン問題が、環境センターから出た。こういうような形の事になってきたんで、ダイオキシン対応の釜にすると、今、進んでいるんで、悪いんですけど、有衛の湯浅、広川が後にしてくださいってということで、旧1市3町で今のごみ施設、環境センターが平成12年にでき上がったと。

そこからダイオキシン対応のやつをしててんだけど、きょうは聞けば、入っているのが、そこから抜けますと。それはどういうふうないきさつで、前の平成12年じゅうの話から、いつ入りたいと言って、おい、みんなでしようかという話で、今、現在の旧1市5町、今の1市3町で仲よくしようかと、ともに合併しようとしたのか。そこへ入れてくださいといって来たんか。ころっと僕、違うと思うんよ。どういうふうないきさつで新ごみのグループへ湯浅町、広川町が入ってきたんかなと。

有田市と有田川町との形の中でやったら、新ごみは建設せんでもええわけやし。そやけど、どういう形の中で、有衛の構成の湯浅、広川が入れてください、また入ろうか、ともにしようかって、このいきさつをきちっと聞かなんだ場合には、いつか入ってきて、また抜けるよって、こういうような話やったら、先ほどの話じゃないけど、どないなっているんかなと。その点だけ、きちっと、どういう合意形成で管理者が、また広域でこれを、新ごみ施設の組織になったんかなと。そのところが向こうも入れてくれって言うて、平成12年のときは向こうも、その後で二、三年後、有衛を建設しているわけやし、新ごみ施設をな。

それをいつ、これへ入ってきて、また抜けますよって、こういうことをきちっと議会へ報告しといてもらわなんだら、流れが全然わからんので、行政ってそんなもんかいって。知らん間に入って、今度は抜けるよって言った。入るときには議決したんか

など。抜けるときに今度は議決せんなんとか。その点はどういうようないきさつで新ごみの組織ができたのかな。どういういきさつがあったのかな。それで、今、抜けるという報告は全協でも聞いてんけど、それも含んで、どういうことか、ちょっと大事なことやから、ちょっと休憩して、整理してでも御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10 時 15 分

再開 10 時 17 分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

これは平成 17 年に 1 市 5 町による、一般廃棄物建設に係る覚書というのを取り交わしました。その内容としては、10 年後を目途に 1 市 3 町でやろうかという計画がありました。当時、湯浅が、御承知のとおり、ちょっと焼却炉建設をやったんですけれども、その建設の様式があかなくて、もう 3 年ぐらいで使えないようになって、以後ずっと一般の民間業者へ委託していたようであります。

その当時、今と違って、勝手に市町村の一般廃棄物を民間へ委託できないということであったんですけれども、恐らくどこかの産廃業者を介して、当初は持っていたんだと思います。それが今、法律の改正によって、一般業者へ自由に持っていったらええということで、今、持っていつているんですけれども、やっぱりごみというのは自治体で処理するのが普通やということで、このときは今回やるときは 1 市 5 町でやろうかという計画から始まりました。

当初、広川の前の町長さんも当時はずっと入ってたんですけれども、この計画をやってきたんですけれども、今、広川と湯浅とが持っていく処理の単価、非常に、うちへも 2 トン来ていますけれども、それよりかはるかに安いと。それが主な理由ではないんだと思いますけれども、ここへきて非常に建設費が、いろんな事情で暴騰してきたと。約倍額になってきたということで、やっぱりいろんな財政状況を考えれば、単独で行くのが得だろうという、広川が判断したようであります。これは非常に、亀井議員さんがおっしゃるように、1 市 5 町が仲よくやってきたので、ただ経費がふえただけで抜けるというのは非常に残念に思っています。

今後、そういったことで、放っておくわけにもいきませんので、次の 1 市 3 町で新

しい施設、いかにしてできるかということは今後、検討していきたいなと思っていますけれども、なかなか新しい用地というのは今のところ確定しておりませんので、まず、この間、議会で御議論いただいたように、もう1回小島さんと上中島、これは必ず、延命するのであれば、もう1回、御了解をもらいに、3年間ぐらいの余裕はくださいということで、御了解をもらっていますけれども、また10年以上になるということになれば、再度、御了解をもらいにいかなあかんし、年が明けたら、1回、行くつもりであります。

そういうことで、広川が抜けたのは非常に残念に思いますけれども、これは広川町の考えであって、いたし方ないんかなという思いをしています。

○議長（佐々木裕哲）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

今後の運営についてとかいうたら、この議案第100号で、また運営についてというものがあるんやけど、ただ、今聞いているのは、広川がいつ、これへ入ってきて、きょうは出るという。入るときに議決がなしで、きょうは形としたら初めてぽっと上がってきた、そんな新ごみのやつ、取り組んでたんかいという話になると思う。きちっと考えて、冷静に考えたら、先ほども言ったように、ダイオキシンが環境センターで発生したんで、65トン炉が2基あって、130トン炉あったやつを、もう設置町の吉備町に申しわけないといって、有田市からダイオキシン対応の工事を入ったと、でき上がったと。その間に、うちところも一緒に、悪いんで、一緒にしたいよと言って、入れてくれってということで、平成10年ぐらいに言ったんやけど、それはあくまでも今の環境センターのダイオキシン問題が出ているんで、もうこれを速やかにせんなんといって、旧1市3町の有田市、吉備、金屋、清水で取り組んで、できたと。そのときに、有衛が釜も悪いんで、入れてくれやんのやったら。それで国のほうで、向こうも聞いていろいろ広域で聞けば、次の今後、焼却炉は100トン炉でなければ認めないということで進んでいたんやけど、その後、ただし書きがついて、次のときにその周辺で、広域で取り組んでいるところと合併したら、20トン炉でも15トン炉でも認めますという話をしてくれたと。そのときに、管理者会である程度あったと思うんやね。覚書みたいなことは。

ただ、今、説明を受けたら、平成17年って言うさかいに、自分らが合併したんが平成18年1月1日で有田川町が発足したときであって、そのときはこの件について平成17年にそういう形にしたといったら、本格的に取り組むといったら、後で出てくるんやけど、基金とかをしましょうって、本格的な話になったんが、そのぐらいのときと違うんかなと。ただ、どういういきさつで加入したんかなというのは確認だけ、それをしただけの話で、あとの運営について、今後のことは、また後の議案で何するんやけど、そこの点は今の町長の答弁であつたら、自然とできたような、覚書をとって、

ともに、いう答弁があったんで、そうと違って、向こうから前の平成10年じゅうに申し入れが来たわけよ。今度も平成17年のときに、申し入れがどっち側から、こっち側から手を差し伸べにいったんか、向こうから入れてくださいって来たんかで、話はころっと違うんで、そこは一番大事なことであるんで、それはどのような覚書をしたにせよ、どういういきさつで覚書になったのかということを知りたいんです。

○議長（佐々木裕哲）

暫時休憩します。10分間休憩します。その間、考えてください。35分から再開します。

~~~~~

休憩10時25分

再開10時38分

~~~~~

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

先ほどの16番、亀井次男議員の答弁をお願いします。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員さんにお答えしたいと思います。

結局、どんないきさつで1市3町がやるようになったかというような質問であったかと思いますが、平成23年6月7日に広域の組合の規約の変更に関する協議についてということで、うちの議会でも議決を求めるということで、御承認いただいています。ただ、うちから入ってくれよとか、向こうからというんじゃないしに、次回やるときは、先ほど亀井さんもおっしゃったとおり、次回やるときは大きな広域でやらなあかんという、当時、国の方針であったんで、今度やるときは、当時1市5町やったんやけど、それでやろかということになっています。

○議長（佐々木裕哲）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

平成23年6月7日ということを忘れててんけど、要は僕の質問の趣旨は、広域からもう出ますとって、その決は各町でとってくれる、議会でとったにせよ、管理者会でどっちから言い出したんよと。その平成10年ぐらいは、有衛から広域の管理者に対して、一緒に入れさせていただきたい。そやけども、ダイオキシン対応をば今、進んでいるんで、設計も入っているんで、もうこれは1日も放棄できやんののでって言うて、そのときは有田広域が有田衛生、有衛に断ったと、こういういきさつがあって、平成23年に言ったときは、どっちやったんかなと。今、現在、わかりにくかったら別に、これはまた広域で調べてくれたらええんやけど、きょうは出たいということに

についての議案になっているんで、町長として出たいんやということに対しての御感想を聞いて質問を終わりたいと思いますので、一応。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほども言ったとおり、一緒に今までやってきて、突如、わしとこ抜けるんやという話、高なったから抜けるんやという話、非常に遺憾に思っております。今までせっかく一緒にやってきたのに抜けるんやなど。抜けるということは非常に残念には思っています。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

これは余り、この議会で質問することではないと思いますけども、また広域の議会も行かせてもらっているんで、広域の議会でも一般質問したいと思うんですけども、ただ、1 市 3 町で新ごみ施設をやるかって、基金の積立金から始まって、ここまで来て、材料の高騰化、建設関係の高騰化、地面の高騰化で、大体建物だけで 5 3 億円という見積もりが出ていたのに、今、現在、見積もりをとったら、9 0 億円から 1 0 0 億円要ると。そういう材料の高騰でとても広川町としてはついていけやんということで、辞退の結論に至ったと思うんですけども、それは有田川町も有田市も湯浅町も同じ条件やと思うんです。だから、それで抜けるということは、抜けるんやから、やぶさかではないけど、あとその分担面で広川町は人数が少なくても、負担金というのは肩へ背負っているんで、その負担金が今後全く入ってこない。1 市 2 町でやる。1 市 2 町でやるんですけども、今後、その 1 市 2 町でやるについて、これはもう広域で判断してもらったらええんじゃないかと思うんやけど、ただ広川が抜けることによって、有衛問題というのは、よその町の問題やけど、うちは関係ないと思うけど、負担金がかかってくるんで、仮に広川がこの議決で抜けたとしても、今度は湯浅は 1 市 2 町で乗っていますね。ということは、今後、1 市 2 町で進むについて、今、現在、町長が答弁されたように、環境センターは 1 市 1 町のもですね。今後、1 市 1 町のもので、これから進もうとしているときになって、広川が抜ける。有衛問題、広川、湯浅がある。湯浅の状態というのは宙に浮くわけですね。だから、この話を 1 市 1 町で現在の環境センターを延命処置をとった場合に、1 市 1 町の問題になる。この場合に、うちの町としたら、湯浅はやりましょうかと言っている以上、1 市 2 町で進めるんか、1 市 1 町で進めるのか、ここらの判断もうちの町としたら、ある程度決意を持って臨まんと、今後のこと。だから 1 市 1 町でやるんやったら、今までの地元の同意とか、隣

接の同意とかをもらってやったらええねんけど、1市2町になれば、ちょっとややこしい話になってくるんで、広川、抜けようといって抜けて、1市2町でやる場合はどういうふうな方向で進むんか。それとも、また今度はうちも今度は、ひょっとしたら抜けるかもわからん。そういう、あくまでも有田市としたら、新ごみ施設のこれから建設予定地で、新ごみ施設でやりたいといって突っ張られたら、うちとしても今度はうちが抜けやないかんという格好になってくるんですけれども、その点だけ、どういうふうな町長の考えをしているのか、湯浅とやる場合、広川が抜けても湯浅とやる場合は、今度は新ごみ施設でやるんやったらええけども、あの環境センターを使って1市2町でやるといったら問題が出てくるけど、その点だけお伺いしたいんですけど。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

管理者と違うんで、どういう方向で進むんか、広域の意見と違う、僕の感じとしては、やっぱりこれ小島、中島に前にお願いにいったときに、今度、新しい施設をつくるときはどこかへ持っていくという話で、了解もろて始まったことやので、延命措置になるとなれば、恐らくまた1市1町でやっていかなあかんの違うかなと、僕の考えは持っています。

地元へは延命措置については、1市1町で当分、新しい施設が見つかるまで1市1町で延命措置をやりたいんだという話で行きたいなと思っています。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

多分、そうなってくると思うんですけども、ただ1市3町の広川が、この議決で抜けると。湯浅はそのまま残るというふうになったら、1市2町で進まんといかんとなってますね。だけど、ただ、うちは延命処置をとって、あの環境センターで継続してやる場合には、今度は1市1町の問題になるんで、そのときに仮に広川が抜けたけど、わしところは抜けてないよって。わしとこ、はみごにせんと、何とか連れていってくれよってというような格好になれば、これはまた問題が別になってくるんで、その点のあたりもうちとして決意を固めとかんと、そのときになって延命措置をとるか、ほいや地元へお願いしにいこかというふうになったときに、1市2町のお願いしに行くんか、それとも1市1町のお願いしに行くのか。これはここで言うよりか、うちとしたらそのときどうするかというぐらいの腹づもりをくくっていかなと、我々も進め方というのがあるので、その点、今、答弁をもらったんで、もう答弁は結構なんで、これは広域の問題になってくると思うんで、その点、また広域でまた質疑応答させてもらってと思いますけど、ただ、そういうふうになったときにどうするかという、ある程度の心づもりもこの議会で議員さんの意見も聞いといてもらわんと。そのときに

なったら結局、広川が抜けたから、湯浅も抜けるよ。湯浅は1市2町についていくって言うてるやないかって。この問題もかなり絡み合ってくると思うんで、その点だけ、腹の中におさめといてもらって、また2月の広域の議会のときに質問させてもらいますので、答弁はもう結構です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。日程第13、議案第97号から、日程第14、議案第98号までの議案2件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第97号から、日程第14、議案第98号までの議案2件を一括議題とします。

……………日程第13 議案第97号から日程第14 議案第98号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第13、議案第97号から、日程第14、議案第98号までの議案2件は本定例会第1日目において、産業建設住民常任委員会に付託されております。

委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

議長から答弁を求められましたので、産業建設住民常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月6日、議会初日、当委員会に付託された、議案第97号、有田川町道路

線の廃止に関する議案及び、議案第98号、有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

委員会は、12月8日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第97号については、天満地内において、歩道橋の撤去に伴い、町道を廃止するものであり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第98号について、本路線は、下津野地内において、宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員は6メートル、延長は93.41メートルであります。宅地分譲予定戸数は10戸で、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

以上、産業建設住民常任委員会から審査の経過及び結果の報告が終わりました。

日程第13、議案第97号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第98号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１５ 議案第９９号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１５、議案第９９号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

ただいま教育委員会委員に任命の同意がされました牛居美佐委員が来られています。ごあいさつをお願いしたいと思います。

〔牛居美佐君 入場〕

○議長（佐々木裕哲）

ただいま教育委員会委員に任命の同意がされました、牛居美佐委員より発言の申し出がありますので、これより許可します。どうぞ。

○教育委員会委員（牛居美佐）

ただいま教育委員に任命していただきました牛居美佐といたします。承認、ありがと

うございました。

子どものいる親としても、まだまだ日々悩むような私ですが、反対にそういう立場の目でこれからの有田川町を担う子どもたちのためにできることを精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。力不足のところはいっぱいあると思います。そういうときはお力添えのほどよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（佐々木裕哲）

今後、教育委員としてよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔牛居美佐君 退場〕

……………日程第16 諮問第5号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第16、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本案は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第17 諮問第6号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第17、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本案は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、本案は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第１８ 諮問第７号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１８、諮問第７号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本案は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、本案は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第１９ 議案第１００号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１９、議案第１００号、有田周辺広域圏事務組合の財産処分についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２０、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いします。

……………日程第２１ 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２１、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第２２ 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２２、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第２３ 議員派遣の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２３、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第２４ 議長への委任について……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２４、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成２８年第４回有田川町議会定例会を閉会します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

閉会 11時02分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 佐々木 裕 哲

8 番 議 員 岡 省 吾

1 1 番 議 員 中 山 進